「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」設置要綱

6 政計プ第119号 令和6年6月12日

(目 的)

第1 東京都は、交通渋滞や事故の回避、迅速な物資輸送など、人やモノの移動革命をもたらし人々のQOLを高めるだけでなく、都市の魅力、ひいてはプレゼンスの向上につながる最先端技術の「空飛ぶクルマ」について、社会実装ロードマップを策定し、取組を推進している。その推進にあたり、様々なステークホルダーと連携して、都内の離着陸場整備や空飛ぶクルマの活用事例を創出するため、具体的かつ実践的な協議・活動の核となる「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」(以下、「協議会」という。)を設立する。

(組 織)

- 第2 協議会は、東京都及び東京都が推進している空飛ぶクルマ関連事業の企業・団体等 (以下、「構成員」という。)をもって組織する。
- 2 協議会を代表し会務を総括するものとして、会長を1名置く。会長は、東京都政策企 画局計画調整部長の職をもって充てる。
- 3 協議会は、協議会の目的を達成するに当たり、必要があると認められるときは、オブ ザーバーを置くことができる。
- 4 協議会は、協議会の目的を達成するに当たり、必要があると認められるときは、下部 組織として構成員を含めたワーキンググループを置くことができる。
- 5 第1項に該当する企業・団体等は、会長への届出をもって協議会の構成員となる。ただし、暴力団等反社会的活動やその他公共の活動として不適当なものに該当する企業・ 団体等は、構成員になることができない。
- 6 構成員は、協議会において次の行為を行うことはできない。
- (1) 営利を目的とした行為又はそれに類した行為
- (2) 特定の政党の利害に関する政治活動
- (3) 特定の宗教活動を支持する行為又はそれに類した宗教活動
- 7 構成員は、会長への届出により、協議会を退会することができる。また、会長は、構成員が本要綱を遵守しないときや、協議会の名誉を棄損する等の行為があったときに、 当該構成員を退会させることができる。

(運 営)

第3 協議会は、会長が招集し、開催する。

- 2 協議会には、構成員が出席することができる。
- 3 協議会は、協議会の目的を達成するに当たり、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 4 前項に基づく出席者等に、都の基準により定める報酬を支払うことができる。
- 5 協議会は、協議会の目的を達成するに当たり、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議とは別にヒアリングを行い、意見等を求め、構成員に伝達することができる。
- 6 協議会は、原則非公開とするが、各回の議事概要及び資料は公開する。ただし、事務 局が必要であると認めるときは、議事概要又は資料の全部又は一部を非公開とすること ができる。

(事務局)

第4 協議会の事務局は、政策企画局計画調整部計画調整課及びプロジェクト推進課とする。

(その他)

第5 この要綱で定めるもののほか、協議会運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。